

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月2日
【四半期会計期間】	第77期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社電業社機械製作所
【英訳名】	DMW CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高執行役員社長 柳瀬 宜浩
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北1丁目5番1号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は、下記「最寄りの連絡場所」 で行なっている。）
【電話番号】	該当事項なし
【事務連絡者氏名】	該当事項なし
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市三好町3番27号
【電話番号】	055(975)8221
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員管理本部長 山本 昇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社電業社機械製作所大阪支店 （大阪市中央区南本町2丁目6番12号） 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 （名古屋市中区栄2丁目4番18号） 株式会社電業社機械製作所静岡支店 （静岡市葵区伝馬町9番地の1） 株式会社電業社機械製作所関東支店 （さいたま市大宮区宮町2丁目96番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第76期 第2四半期連結 累計期間	第77期 第2四半期連結 累計期間	第76期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	5,648,464	4,916,154	18,834,173
経常利益又は経常損失( ) (千円)	537,729	728,602	883,954
四半期純損失( )又は当期純利益 (千円)	415,627	459,340	441,753
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	456,609	597,607	423,568
純資産額(千円)	13,596,738	13,509,789	14,344,484
総資産額(千円)	19,693,847	18,140,952	21,730,199
1株当たり四半期純損失金額( ) 又は当期純利益金額(円)	91.34	101.81	97.17
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	69.04	74.47	66.01
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,621,518	950,474	2,871,857
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	128,556	1,322,426	260,295
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	139,610	244,176	277,151
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(千円)	3,748,752	1,212,716	3,729,812

回次	第76期 第2四半期連結 会計期間	第77期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	56.86	36.51

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。
4. 第76期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していない。
5. 第76期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしている。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。  
また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の世界経済は、新興国は堅調に成長を続けていたが、ユーロの金融危機が世界に波及し、全体では成長のペースが弱まっている。

国内経済においては、東日本大震災の影響による落ち込みから予想以上の速さで持ち直しているが、そのペースが緩やかになる動きが見られる。

風水力機械業界においては、東日本大震災の復旧需要や堅調な成長を続ける海外向けの需要などがあるが、長引く円高の影響もあり、依然として受注環境は厳しい状況が続いている。

このような環境下で、当社グループは積極的な営業活動を展開した結果、当第2四半期連結累計期間における受注総額は87億33百万円となり前年同期に比べて28.5%の増加となった。売上高については、前年度に比べて送風機が減少し、前年同期比87.0%の49億16百万円を計上した。また利益面については、前年度に比べて売上高の減少や利益率の低い物件の集中などにより売上総利益が5億1百万円減少し、営業損失7億46百万円（前年同期は4億23百万円の損失）、経常損失7億28百万円（前年同期は5億37百万円の損失）、四半期純損失4億59百万円（前年同期は4億15百万円の損失）となった。

なお、当社グループの売上高は、公共事業物件の割合が高いため連結会計年度末に集中する季節性を有している。

#### (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して、35億89百万円減少して181億40百万円となった。これは主に、仕掛品が6億68百万円、投資有価証券が7億84百万円増加したものの、現金及び預金が9億17百万円、受取手形及び売掛金が29億34百万円、有価証券が16億6百万円減少したこと等によるものである。

また、負債は前連結会計年度末と比較して、27億54百万円減少して46億31百万円となった。これは主に、前受金が2億92百万円増加したものの、支払手形及び買掛金が22億6百万円、未払法人税等が2億44百万円減少したこと等によるものである。

純資産は8億34百万円減少して135億9百万円となった。

この結果、自己資本比率は、74.5%（前連結会計年度末66.0%）となった。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末より25億17百万円減少して、12億12百万円（前年同期37億48百万円）となった。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、9億50百万円（前年同期26億21百万円増加）となった。この減少は、売上債権の減少29億34百万円等増加要因があったものの、税金等調整前四半期純損失7億28百万円、仕入債務の減少22億6百万円、たな卸資産の増加6億72百万円、法人税等の支払額2億38百万円等減少要因が多かったことによるものである。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、13億22百万円（前年同期1億28百万円減少）となった。この減少は、有価証券及び投資有価証券の売却による収入13億2百万円等増加要因があったものの、有価証券及び投資有価証券の取得による支出23億17百万円、有形及び無形固定資産の取得による支出3億9百万円等減少要因が多かったことによるものである。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、2億44百万円（前年同期1億39百万円減少）となった。この減少は、配当金の支払による支出1億81百万円及び自己株式取得による支出56百万円等の要因によるものである。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、基本方針という。)を定めており、(a)基本方針の内容、(b)基本方針の実現に資する取組みの概要、(c)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要、(d)上記(c)の取組みに対する取締役会の判断及びその理由は次のとおりである。

(a)基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではない。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の決定に委ねられるべきだと考えている。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえる。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えている。

(b)基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、当社グループの企業価値向上を実現するための直近の中期経営計画を実施し、推進している。

また、当該中期経営計画期間及びそれ以降についても引続き時々の経営課題に対処し、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組み、企業価値の向上に努めていく。

(c)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」という。)を導入することに関して決議し、本プランについて、平成21年6月26日開催の第74回定時株主総会において株主の承認を受けている。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものである。

本プランの概要は以下のとおりである。なお、本プランの全文は、次の当社ウェブサイトに掲載している。

<http://www.dmw.co.jp/>

対象となる大規模買付け等

本プランは以下の( )又は( )に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除く。当該行為を、以下、「大規模買付け等」という。)がなされる場合を適用対象とする。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者(以下、「買付者等」という。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとする。

( )当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

( )当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

意向表明書の当社への事前提出

買付者等に対し当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」という。)の提出を求める。

本必要情報の提供

上記の意向表明書の提出があった場合には、買付者等に対し、大規模買付け等に対する株主及び投資家の判断のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」という。)の提供を求める。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示する。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知(以下、「情報提供完了通知」という。)するとともに、速やかにその旨を開示する。

#### 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の( )又は( )の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」という。)として設定する。

( )対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

( )その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記( )( )いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとする。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家に開示する。また、延長の期間は最大30日間とする。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家に開示する。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家に代替案を提示することもある。

#### 取締役会の決議

当社取締役会は、上記 の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとする。

( )買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置の発動の決議を行うことができるものとする。

当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、株主の意思を確認することが適切と判断する場合、下記に定める手続きを行うものとする。この場合、当社取締役会は、下記 に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとする。

( )買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

(ア) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付け等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、対抗措置の発動が相当であると思われる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認するために下記 に定める手続きを行うものとする。この場合、当社取締役会は、下記 に定める株主総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとする。

(イ) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとする。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。

#### 株主意思の確認

当社取締役会は、上記 ( )(ア) に該当する場合、及び、上記 ( )に該当かつ当社取締役会が必要と認める場合、対抗措置の発動の是非に関し株主の意思を確認するために、株主総会に対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとする。

この場合、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催する。また、対抗措置の発動の是非に関する株主総会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、( )買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとする。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。

#### 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとする。

#### 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の無償割当てを行うこととする。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもある。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがある。

#### 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成21年5月20日の取締役会決議の日から平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとする。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

#### (d)上記(c)の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランの設計に際し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えている。

##### イ．買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえている。

##### ロ．当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主が判断するため、または当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、当社取締役会が、株主のために買付者等との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

##### ハ．株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等を行おうとする場合であっても、且つ当社取締役会の決議だけで対抗措置の発動を決議する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものである。

また、本プランの有効期間は、平成24年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであるが、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることになる。従って、本プランの導入及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっている。

##### ニ．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

##### ホ．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされている。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1億16百万円である。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,107,600
計	19,107,600

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月2日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,776,900	4,776,900	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定 のない当社におけ る標準となる株式 で、単元株式数は100 株である。
計	4,776,900	4,776,900		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項なし

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日		4,776		810,000		28,739

## (6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社GM INVESTMENTS	東京都中央区八重洲1丁目4番22号	5,069	10.61
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	2,025	4.23
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,758	3.68
電業社取引先持株会	静岡県三島市三好町3番27号	1,562	3.26
株式会社鶴見製作所	大阪府大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号	1,304	2.72
株式会社明電舎	東京都品川区大崎2丁目1番1号	1,275	2.66
財団法人生産技術研究奨励会	東京都目黒区駒場4丁目6番1号	1,200	2.51
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番35号	1,176	2.46
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	1,050	2.19
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,045	2.18
計	-	17,464	36.56

(注) 上記のほか、自己株式が2,916百株ある。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 291,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,477,500	44,775	権利内容に何ら限定の ない当社における 標準となる株式
単元未満株式	普通株式 7,800	-	-
発行済株式総数	4,776,900	-	-
総株主の議決権	-	44,775	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれている。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれている。

2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式99株が含まれている。



【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合 (%)
株式会社電業社機械製作所	東京都大田区大森北 1丁目5番1号	291,600	-	291,600	6.10
計	-	291,600	-	291,600	6.10

2【役員の状況】

該当事項なし

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,128,747	1,211,146
受取手形及び売掛金	9,571,525	6,637,205
有価証券	1,668,169	61,836
仕掛品	1,224,523	1,892,684
原材料及び貯蔵品	126,829	130,863
その他	555,564	936,308
流動資産合計	15,275,359	10,870,043
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,967,107	1,906,256
その他(純額)	1,187,253	1,137,605
有形固定資産合計	3,154,361	3,043,862
無形固定資産	190,294	295,382
投資その他の資産		
投資有価証券	1,881,360	2,665,698
その他(純額)	1,280,673	1,318,009
貸倒引当金	51,849	52,044
投資その他の資産合計	3,110,183	3,931,663
固定資産合計	6,454,839	7,270,908
資産合計	21,730,199	18,140,952
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,263,248	2,056,404
未払法人税等	250,292	5,750
前受金	431,196	723,474
受注損失引当金	154,207	143,376
製品保証引当金	108,939	74,647
役員賞与引当金	48,263	28,685
その他	1,077,301	657,171
流動負債合計	6,333,448	3,689,509
固定負債		
退職給付引当金	882,398	778,250
役員退職慰労引当金	11,810	13,028
その他	158,057	150,374
固定負債合計	1,052,266	941,654
負債合計	7,385,714	4,631,163

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	810,000	810,000
資本剰余金	111,319	111,319
利益剰余金	13,621,079	12,980,729
自己株式	420,066	476,144
株主資本合計	14,122,332	13,425,903
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	199,324	84,124
繰延ヘッジ損益	22,828	239
その他の包括利益累計額合計	222,152	83,885
純資産合計	14,344,484	13,509,789
負債純資産合計	21,730,199	18,140,952

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
売上高	5,648,464	4,916,154
売上原価	4,515,142	4,283,958
売上総利益	1,133,322	632,196
販売費及び一般管理費	1,557,035	1,378,666
営業損失 ( )	423,713	746,469
営業外収益		
受取利息	11,653	11,861
受取配当金	23,860	24,640
受取賃貸料	34,707	34,949
その他	15,044	6,172
営業外収益合計	85,266	77,623
営業外費用		
投資有価証券評価損	176,075	34,498
賃貸費用	11,252	10,806
その他	11,955	14,451
営業外費用合計	199,282	59,756
経常損失 ( )	537,729	728,602
税金等調整前四半期純損失 ( )	537,729	728,602
法人税、住民税及び事業税	3,372	6,502
法人税等調整額	125,474	275,764
法人税等合計	122,102	269,262
少数株主損益調整前四半期純損失 ( )	415,627	459,340
四半期純損失 ( )	415,627	459,340

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	415,627	459,340
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	83,183	115,199
繰延ヘッジ損益	42,202	23,067
その他の包括利益合計	40,981	138,267
四半期包括利益	456,609	597,607
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	456,609	597,607
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	537,729	728,602
減価償却費	242,343	251,583
貸倒引当金の増減額( は減少)	430	195
退職給付引当金の増減額( は減少)	85,995	104,147
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	2,672	1,217
役員賞与引当金の増減額( は減少)	29,335	19,578
受注損失引当金の増減額( は減少)	11,446	10,831
製品保証引当金の増減額( は減少)	28,726	34,291
受取利息及び受取配当金	35,514	36,501
有価証券及び投資有価証券売却損益( は益)	-	2,279
固定資産売却損益( は益)	219	704
固定資産除却損	857	3,631
投資有価証券評価損	176,075	34,498
為替差損益( は益)	1,311	18
その他の損益( は益)	2	2
売上債権の増減額( は増加)	7,015,141	2,934,320
たな卸資産の増減額( は増加)	278,485	672,194
その他の資産の増減額( は増加)	46,390	84,959
仕入債務の増減額( は減少)	2,933,086	2,206,844
未払消費税等の増減額( は減少)	241,201	21,279
前受金の増減額( は減少)	507,541	292,278
その他の負債の増減額( は減少)	502,164	349,979
小計	3,325,987	749,888
利息及び配当金の受取額	36,254	38,315
法人税等の支払額	740,723	238,901
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,621,518</b>	<b>950,474</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	-	2,317,574
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	-	1,302,671
有形固定資産の取得による支出	108,985	147,654
有形固定資産の売却による収入	50	1,060
無形固定資産の取得による支出	20,346	162,084
子会社株式の取得による支出	70	-
貸付けによる支出	360	-
貸付金の回収による収入	1,156	1,156
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>128,556</b>	<b>1,322,426</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	3,049	7,088
自己株式の取得による支出	44	56,078
配当金の支払額	136,514	181,010
少数株主への配当金の支払額	1	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>139,610</b>	<b>244,176</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,311	18
<b>現金及び現金同等物の増減額( は減少)</b>	<b>2,352,040</b>	<b>2,517,095</b>
現金及び現金同等物の期首残高	1,396,711	3,729,812
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>3,748,752</b>	<b>1,212,716</b>

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項なし

【会計方針の変更等】

該当事項なし

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項なし

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当社グループでは、公共事業に依存する割合が高いため、売上高が第4四半期に集中する傾向があり、四半期別の業績には季節的変動がある。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
給与手当等	689,938千円	628,111千円
退職給付費用	55,223	53,554
役員賞与引当金繰入額	28,685	28,685
役員退職慰労引当金繰入額	1,174	1,217

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
現金及び預金勘定	1,948,150千円	1,211,146千円
有価証券	1,800,602	1,570
現金及び現金同等物	3,748,752	1,212,716



(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	136,514	30.0	平成22年3月31日	平成22年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	91,008	20.0	平成22年9月30日	平成22年12月10日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	181,010	40.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	89,704	20.0	平成23年9月30日	平成23年12月12日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社グループは、風水力機器の製造・据付・販売による事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	91円34銭	101円81銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(千円)	415,627	459,340
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	415,627	459,340
普通株式の期中平均株式数(株)	4,550,457	4,511,884

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし

2【その他】

第77期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年10月31日開催の取締役会において、平成23年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議した。

中間配当による配当金の総額 89,704千円  
1株当たりの金額 20円00銭  
支払請求権の効力発生日及び支払い開始日 平成23年12月12日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月27日

株式会社電業社機械製作所  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 正明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉野 保則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社電業社機械製作所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社電業社機械製作所及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。